

食安監発第1026001号  
平成18年10月26日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品全部監視安全課長  
(公 印 省 略)

### 米国から輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「米国から輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成18年7月27日付け食安監発第0727002号医薬食品局食品全部監視安全課長通知（以下「通知」という。））により取り扱っているところです。

今般、通知記1により輸入手続を保留していた昨年12月12日から本年1月20日までに処理された米国産牛肉等（以下「未通関牛肉等」という。）については、本年10月27日以降、下記により取り扱うこととしたので遺漏のないよう対応方お願いします。

なお、未通関牛肉等全般については、念のため、輸入者による内容確認の結果を踏まえ、当職において、複数の対日輸出施設に問題がないなど対日輸出プログラムにシステム的な問題がないことを検証することとしているため、通知記4に基づく現場検査の結果、問題がなかった貨物についても、別途通知するまでは、輸入届出済証の交付を保留するようお願いします。

### 記

#### 1 輸入届出

未通関牛肉等の輸入者に対して、本年11月2日までに食品衛生法（昭和22年法律第233号）第27条に基づく輸入届出を行うよう指導するとともに、当該輸入届出がなされた際には、「食品等輸入届出書」及び「衛生証明書」の写しを速やかに当部検疫所業務管理室あてFAXにて送付すること。

#### 2 審査等

通知に基づき関係書類の審査、輸入者による貨物の内容確認指導、現場検査等を実施すること。

輸入者による貨物の内容確認については、本年11月17日までに結果を検疫所あて報告するよう指導するとともに、当該報告がなされた際には、「米国産牛肉等に関する全箱確認報告書」の写しを速やかに当部検疫所業務管理室あてFAXにて送付すること。

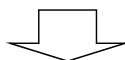
### 3 その他

- (1) 輸入者に対し、輸入届出の提出及び貨物の内容確認の際には国内流通時の優先順位を十分考慮するよう周知すること。
- (2) 本年7月27日以降に処理された牛肉等の現場検査及びその他行政検査についても円滑に実施できるよう、計画的に対応すること。

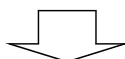
(参考)

## 未通関牛肉等の輸入手続に関するフロー図

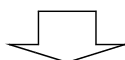
未通関牛肉等の輸入者による検疫所への輸入届出  
(11月2日まで届け出るよう輸入者を指導)



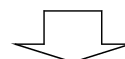
「食品等輸入届出書」等を検疫所業務管理室へ送付  
(受理後速やかに送付)



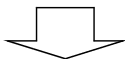
輸入者による貨物の内容確認  
(11月17日までに結果を検疫所あて報告するよう輸入者を指導)



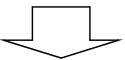
「米国産牛肉等に関する全箱確認報告書」を検疫所業務管理室へ送付  
(受理後速やかに送付)



全箱確認報告書が提出された貨物から順次現場検査を実施  
(別途通知までは輸入届出済証の交付を保留)



厚生労働省から各検疫所に対して輸入届出済証の交付について通知



輸入届出済証の交付 (現場検査が終了したもの)